

議案第1号

千葉県地方港湾審議会資料

木更津港における船舶等の放置等禁止区域の指定
について（案）

令和7年3月6日

木更津港港湾管理者
千葉県

目 次

1	放置等禁止区域指定の背景と目的	1
2	放置等禁止区域の指定内容	1
(1)	指定区域	1
(2)	放置してはならない指定物件	1
(3)	指定時期	1
(4)	港湾管理者が区域内でとりうる行為	1
(5)	違反行為に対する罰則	1
3	指定根拠	2
(資料)		
・	指定区域場所	3
・	指定区域図	3

1 放置等禁止区域指定の背景と目的

木更津港の複数の地区において、プレジャーボート等が放置されており、港湾工事実施や港湾施設の利用に対する障害となっているところである。

また、水門への衝突や油流出、他の船舶への航行上の危険があり、港湾管理上重大な支障があるため、今回港湾法に基づく放置等禁止区域の指定を行い、放置艇や沈船等の撤去を推進しようとするものである。

（放置等禁止区域とは）

港湾管理者が公示により指定した放置禁止区域の中では、港湾管理者が公示により指定した物件を捨てることや放置することが禁止される。

（港湾法三十七条の十一）

2 放置等禁止区域の指定内容

（1） 指定区域（別紙）

木更津港港湾区域内の一部

（2） 放置してはならない指定物件

- ①漁船以外の船舶並びに当該船舶を係留するための施設及びその附属物
- ②浸水及び冠水により沈没の恐れがある漁船、沈没していると認められる漁船、当該漁船を係留するための施設及びその附属物

（3） 指定時期

令和7年3月

（4） 港湾管理者が区域内でとりうる行為

- ・ 監督処分（港湾法第56条の4第1項）
- ・ 簡易代執行（港湾法第56条の4第2項）※所有者不明の場合
- ・ 行政代執行（行政代執行法）※所有者判明した場合

（5） 違法行為に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（港湾法第63条第4項第2号）

3 指定根拠

港湾法

(禁止行為)

第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通省大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 港湾管理者は、前項の規定による区域又は物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。

1. 指定区域場所

・木更津港港湾区域のうち以下の区域。

(1) 吾妻地区

旧軍用防波堤、中の島大橋、吾妻水門、陸岸により囲まれた水域

(2) 木更津南部地区

富士見大橋、地藏川水門及び小浜樋門により囲まれた水域

(3) 富津地区

富津西防波堤及び富津東防波堤を結んだ線と陸岸により囲まれた水域並びに、

富津西防波堤先端から180度引いた線及び新川橋、陸岸により囲まれた水域

2. 指定区域図

